平成２８年（フ）第７６号
兵庫県加東市久米644番地１
債務者　藤本　誠司
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２９２号
奈良市西笹鉾町18番地　サンハイツ103号
債務者　岩田ヒロ子
１　決定年月日時　平成28年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９７号
香川県高松市多肥上町684番地11
債務者　木村　みき（旧姓林）
１　決定年月日時　平成28年10月19日午前11時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１４号
香川県さぬき市志度304番地１　１号室
債務者　渡邉　明
１　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１５号
香川県高松市昭和町２丁目16番３号　ホワイトヒル昭和203
債務者　有馬陽一郎
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１９号
香川県綾歌郡綾川町北968番地１
債務者　宮本　潤一
１　決定年月日時　平成28年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９２３号
千葉県浦安市堀江２丁目23番19号　タナカハイツ（101）
債務者　竹花　清香
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９２４号
千葉県船橋市前原西８丁目27番31―101号
債務者　尾﨑えりか
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３６号
千葉県船橋市藤原２丁目18番29号　ブラウンハイツ１―201号
債務者　増中　志穂
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９４０号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番７棟304号
債務者　加藤　博
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９４３号
千葉県船橋市大穴南３丁目39番38号
債務者　井上　治杏（旧姓馬場）
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７４号
千葉市中央区道場北１丁目４番９号　サンシャレー道場201号
債務者　髙松　友実
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７５号
千葉市若葉区高品町541番地１　インプレスト高品411号
債務者　大野　奈緒（旧氏名大野直基）
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９８７号
千葉県船橋市南本町19番１棟104号
債務者　伊達　和幸
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９８８号
千葉県船橋市宮本９丁目11番１―210号
債務者　久保山弘美
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９５号
兵庫県加古川市別府町別府712番地の８グランドハイツ東加古川201号
債務者　中村　彰子
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９７号
兵庫県姫路市大津区大津町３丁目43番地44
債務者　溝内　雅人
１　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部